

平成31年度実施 鹿嶋市共創のまちづくり事業（市民提案型）募集要項

1. 共創のまちづくり事業（市民提案型）とは

市民と市の対等な関係により、共通する地域課題，社会的課題等の解決につなげるため，市民が具体的な内容を市へ提案して行う事業で，「市民提案型」と「行政提案型」があります。今回は市民が市に対して自由に課題を設定し，その解決方法となる事業を市へ提出する『市民提案型』を募集します。

2. 事業提案者の要件

次の要件にすべてあてはまる者とします。

- ① 鹿嶋市内に主たる事務所及び活動拠点を置く，事業者または市民活動団体（NPO法人、ボランティア団体，任意団体，公益法人等）であること。
- ②原則として，申請時点で1年以上継続して活動をしていること。
- ③提案事業の実施に必要な人員を要していること。
- ④組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等）を定めていること。
- ⑤予算書・決算書の作成を行っていること。
- ⑥当該団体及びその代表者に市税等の未納が無いこと。

3. 提案することができる事業の要件

共通する地域課題・社会的課題等について，団体等が自ら企画し行う事業とします。また，新たな事業の提案だけでなく，既に市が行っている事業に関連する提案も可能ですが，提案者の実施を伴わない市への一方的な要望は対象外とします。

◆下記事業は対象外となります。◆

- ①営利を目的とするもの
- ②特定の個人又は団体等が利益を受けるもの
- ③政治・宗教又は選挙活動を目的とするもの
- ④事業実施が伴わないもの
- ⑤市又は他の公共団体等からの助成制度等をうけているもの
- ⑥公序良俗に反するもの
- ⑦施設等の建設又は道路の整備を目的とするもの
- ⑧地区住民の交流事業等の親睦的なイベントに関するもの
- ⑨学術的な調査研究事業

5. 事業期間

原則単年度とします。ただし，希望する場合は2年を限度に継続することができます。その場合は，年度ごとに提案・審査を行います。

6. 交付金

◆交付金額◆ 1事業あたり上限30万円（事業費の9/10）。

◆補助対象経費◆

事業に直接かかわりのある経費とします。ただし、実施団体の管理費（人件費及び事務所の賃貸料，光熱費等），財産の取得等に係る経費は対象外です。

原則，備品は対象外とします。

7. 申請書の提出の流れ

①まずは，市民活動支援課へご相談ください。

提案内容に応じて担当課とのマッチングを行います。

②提案事業について担当課と事前に協議を行ってください。

③事前協議が整った時点で事業提案書を作成し，関係書類を添えて，申請書を提出してください。

次の提出書類のうち①～④は市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

◆提出期間◆ 平成30年8月20日（月）～平成30年9月10日（月）
8時30分～17時15分（土・日曜日，祝日除く）

◆提出書類◆

①共創のまちづくり事業（市民提案型）提案書（様式第1号）

②共創のまちづくり事業収支予算書（様式第1号その1）

③市税等の納税状況調査に関する同意書（様式第1号その2）

④団体等の概要調書（様式第2号）

⑤団体等の定款・規約・会則等

⑥団体等の直近の活動報告書

⑦団体等の直近の収支計算書

⑧団体等の会員名簿

◆提出方法◆

申請書類を市民活動支援課へ提出してください。（郵送の場合は9月10日必着）

問合せ先

鹿嶋市役所 市民生活部 市民活動支援課

電話 0299-82-2911（内線301）

Eメール siminkatsudou1@city.ibaraki-kashima.lg.jp